

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 岩手厚生年金 事案 1024

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年6月15日は13万8,000円、同年12月15日は52万6,000円、17年6月15日は54万円、同年12月15日は52万5,000円及び18年6月15日は37万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年6月15日  
④ 平成17年12月15日  
⑤ 平成18年6月15日

申立期間①から⑤までについて、勤務していたA社から夏季及び冬季の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが年金記録に反映されていない。

申立期間当時の賞与明細書は無いが、賞与が振り込まれていたことが確認できる預金通帳の写しを提出するので申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人は、当該期間に係る賞与明細書を所持していないが、申立人が提出した預金通帳により、当該期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、当委員会に本件と同じくA社から賞与を受けたとする同僚が標準賞与額について申立てを行っており、その同僚が提出した賞与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様に、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、申立人が提出した預金通帳に記載された賞与振込金額から、平成 16 年 6 月 15 日は 13 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 52 万 6,000 円、17 年 6 月 15 日は 54 万円、同年 12 月 15 日は 52 万 5,000 円及び 18 年 6 月 15 日は 37 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①から⑤までにおける申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており元代表取締役に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、事業主が申立期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が複数回にわたりこれを記録しないと考えることから、事業主が申立期間に係る当該賞与の届出をせず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同支店において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1026

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同支店において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1027

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和16年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同支店において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。



これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手国民年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 3 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 3 年 9 月まで

平成 3 年 10 月から 4 年 3 月まで A 村役場（現在は、B 市役所 A 支所）で臨時職員として勤務した際に、国民年金保険料を遡って 2 年間納付できることを知り、同役場在職中に国民年金の加入手続を行い、親からお金を出してもらい納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

C 年金事務所が保管する被保険者台帳管理簿を見ると、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする平成 3 年 10 月から 4 年 3 月までの期間において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は、当時、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人は、「役場窓口で国民年金保険料を 20 万円ぐらい納付し、年金手帳に領収印を押してもらった。」としているが、申立人が加入手続をしたとする時期を基準とすると、申立期間のうち、平成元年 10 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料は過年度保険料であり、B 市によると、「当時、国民年金の過年度保険料は A 村役場の窓口では取り扱っていなかった。」としている。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで A 事業所（現在は、B 事業所）C 課に、同年 4 月から 49 年 3 月までは同事業所 D 課に臨時職員として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

間違いなく勤務していたので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された昭和 47 年度及び 48 年度臨時補助員雇用台帳により、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月 10 日から同年 11 月 30 日までの期間において A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 事業所に照会したところ、「臨時補助員雇用台帳に記載されていない者は日々雇用職員であり、日々雇用職員は社会保険を適用していない。また、臨時職員については雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていたが、全ての者が社会保険に加入していたわけではない。」と回答しており、昭和 48 年度臨時補助員雇用台帳（D 課）を見ると、臨時職員は、申立人を含め延べ 9 人いるが、いずれも申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

また、申立事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。